



6-1 誘導施策

本市では、まちづくり方針の実現に向けて、居住誘導、都市機能誘導及び公共交通の観点から誘導施策を以下のように定めます。

■ 誘導施策一覧

- <凡例> ●：「野田市総合計画後期基本計画（令和5年3月）」に関連する施策
 ◆：「野田市都市計画マスタープラン（令和5年3月）」に関連する具体的な方針
 ■：「野田市国土強靱化地域計画（令和2年3月）」に関連する施策
 ★：新たに国や市が独自で行う施策
 [] は施策や取組の番号を記載

誘導方針	誘導施策
<p style="text-align: center;">居住誘導</p> <p style="text-align: center;">誘導方針1</p> <p style="text-align: center;">居住の誘導による 地域の持続性の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域による公園等利活用の促進〔4-2〕 ● 生活環境の充実と情報発信の強化〔6-3〕 ◆ 住まい方に応じた適切な水準の住宅の確保〔3-5(1)〕 ◆ 高齢者、障がいのある人及び働く女性が住み続けられる住宅の供給・支援〔3-5(2)〕 ◆ まちづくりと合わせた住宅・住環境の保全と創出〔3-5(3)〕 ★ 居住者の利便に用を供する施設の整備 ★ 居住誘導区域外から居住誘導区域内へ移転する者への補助 ★ 居住誘導区域内の住宅の立地に対する支援措置 ★ 居住誘導区域外の災害リスクのある区域の居住者を居住誘導区域に誘導するための所要の措置 ★ 都市のスポンジ化対策のための制度活用



誘導方針	誘導施策
<p>都市機能誘導</p> <p>誘導方針2</p> <p>市街地における都市機能の維持・充実によるにぎわいの創出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者の生きがいづくり〔2-1〕 ● 高齢者福祉サービスの充実〔2-1〕 ● 介護保険事業の充実〔2-1〕 ● 障がい者福祉の充実〔2-1〕 ● 子どもの健全育成の推進〔2-2〕 ● 安心できる子育て環境の整備〔2-2〕 ● 幼児教育・保育の推進〔2-2〕 ● 地域医療体制の充実〔2-3〕 ● 高齢者医療の充実〔2-3〕 ● 学校における教育環境の整備や安全安心健康の確保〔3-1〕 ● 生涯学習の推進〔3-2〕 ● 生涯スポーツの推進〔3-2〕 ● ふれあい、交流の拠点づくり〔5-1〕 ● 地域コミュニティの強化〔5-1〕 ● 商業の魅力向上による商店街等の活性化〔6-1〕 ◆ バリアフリーのまちづくり〔3-7(1)〕 ◆ 誰もが安心して住み続けられる福祉環境づくり〔3-7(2)〕 ◆ 教育環境の充実〔3-7(3)〕 ◆ 歴史や文化、自然資源とふれあうための環境整備〔3-9(1)〕 ◆ スポーツ文化活動の充実〔3-9(2)〕 ◆ 新たな観光資源の創出とネットワーク化〔3-9(3)〕 ◆ 市民活動を支える文化施設の充実〔3-9(4)〕 ★ 誘導施設に対する税制上の特例措置 ★ 民間都市開発推進機構による金融上の支援措置 ★ 誘導施設の整備 ★ 民間事業者による誘導施設の整備に対する支援施策 ★ 民間事業者に対する誘導施設の運営費用の支援施策 ★ 市が保有する不動産の有効活用施策 ★ 医療・福祉施設等の建て替え等のための容積率等の緩和 ★ 民間事業者の活動のための環境整備・人材育成 ★ 金融機関との連携による支援 ★ 都市のスポンジ化対策のための制度活用（再掲）

誘導方針	誘導施策
<p data-bbox="199 600 403 651">公共交通</p> <p data-bbox="300 667 469 725">誘導方針3</p> <p data-bbox="217 757 560 835">交通・道路ネットワークの整備による利便性の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路交通体系の整備〔4-2〕 ● 道路等の都市インフラの安全性と利便性の確保〔4-2〕 ● 鉄道や市内バス等の公共交通環境の充実〔4-3〕 ◆ 公共交通の充実〔3-2(1)〕 ◆ 交通結節点の機能強化〔3-2(2)〕 ◆ 骨格的な幹線道路の整備〔3-2(3)〕 ◆ 生活道路の整備〔3-2(4)〕 ◆ 歩行者・自転車ネットワークの整備〔3-2(5)〕 ◆ 人や環境にやさしい道路の整備〔3-2(6)〕 ◆ バリアフリーのまちづくり〔3-7(1)〕(再掲) ★ 歩行者空間の整備 ★ 公共交通に関する施設の整備 ★ 交通結節機能の強化・向上 ★ 基幹的な公共交通網のサービスレベルの確保のための施策 ★ 都市のスポンジ化対策のための制度活用(再掲)



6-2 誘導施策の取組内容

(1) 居住誘導に関する施策

誘導方針1 居住の誘導による地域の持続性の向上

● 地域による公園等利活用の促進〔4-2〕

公園は、市民の憩いの場として、また、子どもたちが安全・安心に遊べる場として都市における貴重な空間となっています。そのため、今後も公園機能の維持・増進を図るよう適正な管理を行います。また、市民の多様なスポーツレクリエーション等のニーズに対応するため、総合公園やスポーツ公園等の整備も行います。

● 生活環境の充実と情報発信の強化〔6-3〕

全ての勤労者が生きがいを持って安心して豊かでゆとりのある生活が送れるよう、雇用の安定や勤労者の福祉の充実を図ります。

また、消費生活セミナー及び出前講座等を通じて、市民への消費生活知識の普及を図るとともに、弁護士との相談体制を整備し、高度で専門的な消費生活相談の強化を図ります。

持続可能なまちづくりを進めるためには、若い世代や子育て世代の定住人口を増加させることが重要であることから、教育や福祉の充実、雇用創出等により魅力ある生活環境を整えるとともに、広く効果的な情報発信を行い、子育て世代や若年層の定住を促進します。

さらに、野田市の魅力を市内外にPRするために、SNSの活用を始め、様々な手法により積極的な情報発信を行い、市への愛着などの醸成に取り組みます。

◆ 住まい方に応じた適切な水準の住宅の確保〔3-5(1)〕

既存の市営住宅の長期的・計画的な維持管理により長寿命化を図るとともに、民間施設の借上げ等による良質な住宅供給を図ります。

また、良質な民間賃貸住宅建設への支援や、昭和56年5月以前に建築された耐震性の低い木造住宅への耐震診断・耐震改修による耐震化、老朽住宅・マンションの建て替え誘導・支援、不燃住宅の誘導・支援、住宅に関する相談窓口体制の整備など、良質な民間住宅の供給に向けた総合的な支援を図ります。

さらに、マンション管理の適正化に関する情報の発信や専門家の派遣等により知識の普及を図りつつ、管理計画認定制度を推進し、管理水準の維持向上を促進します。

◆ 高齢者、障がいのある人及び働く女性が住み続けられる住宅の供給・支援〔3-5(2)〕

住宅の段差解消等のバリアフリー化を図り、高齢者や障がいのある人等が住みやすい環境づくりを推進します。

また、働く女性のために福祉サービス（子供の保育など）を考慮した住宅供給・支援を推進します。

◆ まちづくりと合わせた住宅・住環境の保全と創出〔3-5(3)〕

土地区画整理事業により整備された住宅地は、良好な住環境の維持・充実を図りつつ、土地区画整理事業などによるまちづくりが行われる地区等は、地区計画制度などの導入により、みどり豊かで良好な住環境を誘導します。

また、生活に密着した道路の拡幅整備を推進し、便利で快適な住環境の創出を図ります。

さらに、保育需要の増加に伴い、既存保育所の定員の弾力的運用や見直しを講じるとともに、民間活力を活用し、老朽化した公立保育所の運営方法の見直しを検討します。

★ 居住者の利便に用を供する施設の整備〔国の支援を受けて市が行う施策〕

都市機能誘導区域へアクセスする道路の整備等により、居住者の利便に用を供する施設の整備を推進します。

★ 居住誘導区域外から居住誘導区域内へ移転する者への補助〔国の支援を受けて市が行う施策〕

居住誘導区域外から居住誘導区域内への移転者に対して、税制上の特例措置や補助金等の支援を推進します。

★ 居住誘導区域内の住宅の立地に対する支援措置〔市が独自に講じる施策〕

居住誘導区域への住宅の立地誘導を図るため、家賃補助、住宅購入費補助等により、居住誘導区域内の住宅立地に対する支援措置を検討していきます。

★ 居住誘導区域外の災害リスクのある区域の居住者を居住誘導区域に誘導するための所要の措置〔市が独自に講じる施策〕

居住誘導区域外の災害の発生のおそれがある区域については、当該区域の居住者に対して災害リスクの分かりやすい説明や周知等を行い、居住誘導区域に誘導するための所要の措置を推進します。

★ 都市のスポンジ化対策のための制度活用〔市が独自に講じる施策〕(再掲)

空き店舗や空き地、空き家等の低未利用地等による都市のスポンジ化を抑制するため、居住誘導区域や都市機能誘導区域を中心に国の制度を活用して対策を講じます。



(2) 都市機能誘導に関する施策

誘導方針2 市街地における都市機能の維持・充実によるにぎわいの創出

● 高齢者の生きがいがづくり〔2-1〕

高齢者が日常的に利用可能な交流・生きがいがづくりの拠点を整備するとともに、デジタル社会の変化に取り残されることがないように高齢者が安全にインターネットを利用し、安心して日常生活を送るための施策の推進を図ります。

また、少子高齢化が急速に進展し、人口減少や社会保障制度が見直される中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲のある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、生涯現役社会の実現に向けた就労支援を推進します。

さらに、高齢者が地域社会で生き生きと暮らすことができるよう、「新しい生活様式」を取り入れながら、ボランティア活動等を通じた市民協働の仕組みづくり等を推進します。

● 高齢者福祉サービスの充実〔2-1〕

買物弱者となっている市民が増えている状況を踏まえ、移動販売事業やインターネットを利用できない市民が電話等で宅配や配達、配食等のサービスを受けられる買物支援サービス事業者の拡充と当該サービスを提供する買物支援推進店の周知を図ります。

また、在宅での自立支援をサポートするため、必要な高齢者福祉サービスの展開を図ります。

● 介護保険事業の充実〔2-1〕

市町村の取組を支援するための情報提供や支援体制の確立や必要な財源を国の責任で確保することを要望するとともに、サービス水準維持のための弾力的な事業の実施を国に求めていく必要があります。

高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らし、安心できる生活を継続できるよう、介護、生活支援、介護予防、権利擁護等に係る介護保険事業の充実を図ります。

● 障がい者福祉の充実〔2-1〕

障がいのある人が地域社会の中で、その人らしく安心して生活が送れるよう、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現や様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを図り、支え合う「心のバリアフリー」を目指します。

また、障がいのある人が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域生活支援拠点事業の推進、障がい者基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の充実・強化、各種の障がい福祉サービスに係る給付、福祉施設から地域生活への移行や、就労支援及び障がい児支援といった課題の対応に取り組みます。多様な障がい特性に対する理解を深めるための取組、差別の解消、虐待の防止、円滑な意思疎通支援に取り組み、地域共生社会を推進します。

さらに、障がい児支援に係る給付のほか、医療的ケア児に対して適切な支援が提供できるよう支援体制づくりを推進します。

● 子どもの健全育成の推進〔2-2〕

子育て支援や地域交流の拠点となる施設として新しい子ども館（野田市立児童センター）を整備します。運営については、常に利用者ニーズを把握し、事業検証を行い反映させるなど、市民主体の運営を目指します。

また、放課後における学童保育所の過密化解消や保育の質の向上など運営の充実を図ります。

● 安心できる子育て環境の整備〔2-2〕

平成27年度から本格施行された子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て新制度の下で、量的拡大と質の改善を図り、安心できる子育て環境の実現を目指します。学童保育所や地域子育て拠点事業（支援センター、サロン）等を子ども・子育て新制度の枠組みを活用しながら充実を図ります。

「ひとり親家庭支援」については、これまでの母子・父子自立支援員による相談、求人開拓と就労支援を継続します。また、ひとり親家庭等に対する家賃等の費用の一部助成、入居の支援等を行い、入居の機会の確保及び入居後の安定した居住の継続を支援します。

児童福祉法に規定される子ども家庭総合支援拠点において、18歳までの全ての子どもとその家庭や妊産婦を継続的に支援することで、子育ての孤立化を防ぐとともに、関係機関相互の円滑な連携・協力を図り、具体的な支援に結び付けるため、機能の充実を図ります。

● 幼児教育・保育の推進〔2-2〕

未就学児の人口の減少傾向において、幼児教育・保育の無償化により保育需要は増加し、高止まりしているため、既存保育所の定員の弾力的運用や見直しを講じるとともに、民間活力により必要な施設の整備を進めます。

多様な教育・保育ニーズに対応できるよう、多様な事業形態での教育・保育給付を推進します。

また、発達の支援を要する子の受入れについては、私立幼稚園への環境整備を推進するとともに、受皿の役割としての公立幼稚園の活用を実施します。

● 地域医療体制の充実〔2-3〕

医療機関の役割分担と連携の強化を図り、かかりつけ医の定着（身近にかかりつけ医を持つこと）やかかりつけ医からの紹介で2次医療を担う市内の病院が患者を受け入れる体制の確保、3次医療を担う病院との連携等、地域医療連携の推進を図り、地域医療体制の充実に努めます。

また、救急医療体制の維持強化を図ります。

さらに、将来起こり得る新たな感染症のまん延を含む大規模災害から市民の生命と健康を守るため、関係機関と連携して災害医療体制を整備します。

● 高齢者医療の充実〔2-3〕

医師会や介護事業者等と連携して24時間在宅診療・介護提供体制を構築し、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるような在宅医療・介護連携推進事業を推進し、高齢者医療の充実を図ります。



● 学校における教育環境の整備や安全安心健康の確保〔3-1〕

児童生徒の確かな学力や健全育成を支えるため、教育環境の整備を進めるとともに、更なる情報化の進展に対応した情報教育の充実を図ります。また、児童生徒の安全・安心を確保するための通学路の整備や、防犯・防災教育の推進を図ります。

加えて、学習の効果を高めるためには、安全で快適な学習環境を整備する必要があることから、適正な教室数を確保し、普通教室等へのエアコン設置や洋式トイレへの改修を計画的に進めます。施設の老朽化対策については、ファシリティマネジメントの考え方、計画に基づき進めていくとともに設備・備品の更新を図ります。

● 生涯学習の推進〔3-2〕

市民が仕事や生活の中で得た知識や技術を地域に還元していただき、個性ある地域文化を形成できるような仕組みづくりを行います。市民の生涯学習環境の整備を行うとともに、学習機会の拡充と支援に努め、身近な生涯学習の活動の場となる公民館や図書館等でのサービスの充実を図ります。

● 生涯スポーツの推進〔3-2〕

スポーツを通じて全ての市民が幸福で豊かな生活を営むことができる社会を創出するため、スポーツ推進計画の見直し及び健康スポーツ文化都市宣言を行い、広く市民が適性等に応じてスポーツに参加することができるよう、スポーツ施設の改修を実施するとともに、スポーツ情報を提供するなど、ハード・ソフトの両面からスポーツ環境の整備を実施します。

● ふれあい、交流の拠点づくり〔5-1〕

市民活動支援センターの機能体制を強化し、NPO等の市民活動団体に対する各種相談や支援を行うとともに、市民活動団体の課題や要望等の把握に努めます。さらに、市民活動支援センターのホームページで情報を発信し、市民活動団体の支援を図ります。

加えて、子育て支援センター、つどいの広場、子育てサロン等の事業の充実により、子育て世代同士の交流促進を図るとともに、えんがわ等の事業の充実により、高齢者の交流促進を図ります。

● 地域コミュニティの強化〔5-1〕

自治会事務事業の見直しを進めるなかで、自治会の負担軽減を図るとともに、効果的な自治会活動や地区集会施設整備への支援を行い、市と自治会等が協働したまちづくりを推進します。

● 商業の魅力向上による商店街等の活性化〔6-1〕

既存商店の安定した経営が継続できるよう、国の地方創生施策に注視しつつ、空き家バンク制度や空き店舗等活用補助金制度のほか起業家支援事業を活用した活性化策を講じます。

高齢化の進展に対応するため、移動販売事業等の買物弱者対策を実施します。あわせて、商工業者が安定した経営ができるよう金融支援を実施するとともに、異業種間の交流を通じて販売促進、新製品開発を支援します。

◆ バリアフリーのまちづくり〔3-7-(1)〕

高齢者や障がいのある人などが安全で快適に日常生活を営み、社会からのサービスを平等に享受し、生活に関連した施設を誰もが利用できるように整備し、日常生活及び社会生活における物理的な障壁、心理的な障壁、情報に関する障壁などを取り除いていくなど、バリアフリーのまちづくりを推進します。主に、歩行者空間の確保及び、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、交通環境の整備を促進します。

また、施設や設備の整備だけでなく、一人一人が様々な心身の特性や考え方の理解を深め、市民が互いに支えあう「心のバリアフリー」を推進します。

◆ 誰もが安心して住み続けられる福祉環境づくり〔3-7(2)〕

民間福祉の総合的なサービスを提供する活動の拠点である総合福祉会館において、NPO及び福祉を推進するボランティア団体等に対し、施設及び設備の提供並びに活動の支援を行います。また、高年齢退職者の臨時的かつ短期的な就業の機会を確保・提供するための支援を推進します。

高齢者や障がいのある人などが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、福祉施設やグループホームなどの整備・機能充実を推進します。また、保育所等における福祉機能及び学童保育所における保育環境の充実を図ります。

さらに、地域福祉を推進するため、身近にある既存の社会資源を活用し、高齢者や障がいのある人など、立場や世代の異なる住民同士が交流できる触れ合いの場づくりを推進します。

子ども館の適切な運営を目指すとともに、高齢者が日常的に利用可能な交流・生きがいつくりの拠点として、新たな老人福祉センターの整備を検討します。

◆ 教育環境の充実〔3-7(3)〕

児童、生徒が安心安全に登下校できるように、歩道の設置等、通学路の環境整備を進めます。また、野田市学校施設長寿命化計画に基づく施設の機能維持等を実施します。

◆ 歴史や文化、自然資源とふれあうための環境整備〔3-9(1)〕

市民が主体となった街並み保存、活用のための組織活動を支援するとともに、文化財保存活用地域計画を作成し、歴史的遺産や文化財の保存・活用を図ります。

また、中心市街地に多く残る歴史的街並みの観光資源としての魅力を高め、中心市街地の活性化を図ります。

さらに、利根川、江戸川及び利根運河の広大な緑地や市街地内におけるみどりについて、サイクリング道路の活用やレンタサイクルなどの気軽にみどりや水に親しむことができるふれあいの場の整備を推進します。

◆ スポーツ文化活動の充実〔3-9(2)〕

スポーツや文化活動による地域交流の拡大に取り組むとともに、スポーツ及び文化施設の整備を進めます。

また、野田市の広大な自然空間をいかした市民の多様なスポーツ・レクリエーションニーズに対応するため、スポーツ、レクリエーション環境の充実を図ります。



◆ 新たな観光資源の創出とネットワーク化〔3-9(3)〕

野田市を訪れる人々にやすらぎを与える貴重な歴史・文化遺産、水とみどりの豊かさをいかしながら、新しい魅力を付け加えた観光資源としてのネットワーク化を図ります。

また、市外から快適に観光に来ることができる交通網の整備とともに、散策コースとなる道路の機能強化を図ります。

◆ 市民活動を支える文化施設の充実〔3-9(4)〕

地域文化の向上を図るための文化センターの機能充実及び、身近な生涯学習の場となる公民館の機能充実、鈴木貫太郎記念館の再建整備と郷土博物館等の機能充実、図書館の機能充実を図ります。

また、地域コミュニティを維持発展のため、多世代交流センターの整備を図ります。

★ 誘導施設に対する税制上の特例措置〔国等が直接行う施策〕

都市機能誘導区域内への誘導施設の整備を図るため、国が実施する税制上の特例措置の周知を行い、これらの措置を有効活用した施設整備を促進します。

★ 民間都市開発推進機構による金融上の支援措置〔国等が直接行う施策〕

都市機能誘導区域内への誘導施設の整備を図るため、民間都市開発推進機構が実施する金融上の支援措置の周知を行い、これらの措置を有効活用した施設整備を促進します。

★ 誘導施設の整備〔国の支援を受けて市が行う施策〕

国の支援を活用し、公共施設等の誘導施設の整備を推進します。

★ 民間事業者による誘導施設の整備に対する支援施策〔国の支援を受けて市が行う施策〕

国の支援を活用し、民間事業者による誘導施設の整備を推進します。

★ 民間事業者に対する誘導施設の運営費用の支援施策〔市が独自に講じる施策〕

誘導施設の維持を推進するため、民間事業者に対する誘導施設の運営費用の支援を今後検討していきます。

★ 市が保有する不動産の有効活用施策〔市が独自に講じる施策〕(再掲)

誘導施設を都市機能誘導区域内への誘導を図るため、本市が保有する不動産の有効活用を推進します。

★ 医療・福祉施設等の建て替え等のための容積率等の緩和〔市が独自に講じる施策〕

医療・福祉施設等の建替え促進のため、特定の建築物の容積率等を緩和し、増設や新設を可能とすることで、都市機能強化に繋がります。

★ 民間事業者の活動のための環境整備・人材育成〔市が独自に講じる施策〕

民間事業者の活動のための環境整備・人材育成を図るため、まちづくりの課題解決に向けた持続性のある活動を実施する人材の育成を図る仕組みの構築・運営を行い、それらと連携したまちづくり活動の普及啓発等を今後検討していきます。

★ 金融機関との連携による支援〔市が独自に講じる施策〕

金融機関と連携した支援を行い、誘導施設の整備を推進できるよう今後検討していきます。

★ 都市のスポンジ化対策のための制度活用〔市が独自に講じる施策〕（再掲）

空き店舗や空き地、空き家等の低未利用地等による都市のスポンジ化を抑制するため、居住誘導区域や都市機能誘導区域を中心に国の制度を活用して対策を講じます。



(3) 公共交通に関する施策

誘導方針3 交通・道路ネットワークの整備による利便性の向上

● 道路交通体系の整備〔4-2〕

県境の渋滞問題の解消や緊急輸送路等の保持に向けた、十分な道路整備や維持管理を国、県に強く要望します。

また、野田市の道路ネットワークの確立に向けて、市内の国道及び県道を軸に都市計画道路で補完する道路網整備及び、野田市の外郭環状道路網を形成する、都市計画道路今上木野崎線の整備を推進します。

加えて、幹線道路等の交通ネットワークが有効に機能するように維持管理を行います。

● 道路等の都市インフラの安全性と利便性の確保〔4-2〕

野田市の交流の拠点となる安全で快適な中心市街地のまちづくりを実現するため、特に、野田市駅、愛宕駅周辺地区については、東武野田線連続立体交差事業と一体となった土地区画整理事業や街路事業等の都市基盤整備を推進します。中心市街地にふさわしい商業機能や各種の都市機能が立地する条件づくりを目指し、駅前広場や駅前線等の道路や雨水排水等の整備により、自動車と歩行者の分離及び駅へのアクセス向上を図ります。また、生活に密着した道路における拡幅整備や私道の整備点検、橋梁の計画的な修繕、自転車通行帯等の整理を推進します。

既存の市営住宅を適切に維持するため、老朽化した住宅の管理戸数を減らし、民間賃貸住宅や空き家バンク制度の活用等を検討します。住まいに関する相談窓口においては、住宅の安全性や質の向上を目的とした住宅支援を進めます。

また、住宅セーフティネットの構築を図るため、市内の民間賃貸住宅への入居が困難な世帯に対し、入居の機会の確保及び入居後の安定した居住の継続を支援します。民間賃貸住宅へ入居しようとする低所得者の方に対しては、賃貸契約時に要する家賃等の費用の一部を助成し、入居の円滑化を支援します。

● 鉄道や市内バス等の公共交通環境の充実〔4-3〕

市民の通勤、通学等日常生活の利便性の向上に向けて、東京直結鉄道の整備を促進します。そのため、他の公共事業との連携を見据えつつ、事業主体、建設費及び財政負担等について関係機関との協議を進め、事業化に向けて更なる計画の深度化を図ります。また、補助獲得等に関して関係機関への働きかけを強化します。

市民の通勤、通学等日常生活の利便性の向上を図るため、「春日部駅－運河駅間の複線化」を実現できるよう関係機関に働きかけるとともに、将来の全線区間の複線化を念頭に置きつつ、その第一歩として「梅郷駅－運河駅間の複線化」の早期実現を目指します。

コミュニティバス（まめバス）については、民間路線バスの運行も含め、更なる利便性の向上を図ります。また、まめバスや民間路線バスが運行していない交通不便地域において、デマンド交通の導入等、移動支援事業を実施します。路線バス等についても市民にとって利用しやすい交通の在り方等の検討を行うとともに、関係機関に路線の維持・整備を要請します。

◆ 公共交通の充実〔3-2(1)〕

市民の通勤、通学など移動の利便性向上や安全で活力ある持続可能な都市の実現等に向けて、東京直結鉄道（地下鉄8号線）の整備を促進します。

市民の通勤、通学など移動の利便性向上や地域の活性化等を図るため、東武野田線の複線化について、沿線自治体と連携して関係機関に対する要請活動等を実施し、その整備を促進します。東武野田線の清水公園駅から梅郷駅間については、踏切による事故の防止や交通渋滞を緩和するため、鉄道の高架化を促進するとともに、高架下土地利用の活用を図ります。

民間バス路線については、市民にとって利用しやすいバス交通の在り方などについて検討を行うとともに、関係機関に路線の維持・整備を要請します。コミュニティバス（まめバス）は、利便性の高い交通手段となるよう定期的な見直しを実施します。さらに、まめバスや民間路線バスが運行されない交通不便地域において、デマンド交通等の導入を行います。

◆ 交通結節点の機能強化〔3-2(2)〕

野田市駅及び愛宕駅は、野田市の交通結節点として、都市施設の整備を推進します。

また、既成市街地の商業地及び駅周辺の駐車場需要の高い地区については、駐車施設の整備を総合的・計画的に促進します。空洞化が進む中心市街地については、にぎわいを取り戻すため、駐車場等の共同施設整備等についても支援を行います。

さらに、駅周辺の放置自転車等の解消を図るため、駐輪場が未整備の駅については、駅前広場などの整備に合わせて、民間の積極的参加を優先して駐輪場の整備を推進します。

◆ 骨格的な幹線道路の整備〔3-2(3)〕

千葉北西連絡道路や主要地方道結城野田線、我孫子関宿線、主要地方道つくば野田線、越谷野田線（一部区間）などの広域幹線道路の整備を促進します。

また、市街地内の通過交通を排除するため、外郭環状道路の早期整備を図ります。

さらに、市内各地区での交通の利便性を高める道路の整備とともに、工業団地の整備に伴う幹線道路と連絡する道路の整備に努めます。

長期未着手の都市計画道路については、社会情勢等の変化を踏まえ、既存道路による機能代替可能性等を検証し、必要な見直しをします。

◆ 生活道路の整備〔3-2(4)〕

誰もが安心して快適に移動できるよう、人や環境へのやさしさに配慮しながら、身近な生活道路の整備・点検を推進し、自動車と歩行者が安全に共存できる道路環境の整備を推進します。

◆ 歩行者・自転車ネットワークの整備〔3-2(5)〕

高齢者や障がいのある人などにも配慮した歩道や安全な通行が可能となる自転車通行帯等の整備を推進するとともに、気軽に野田市の豊かな自然や歴史とふれあいながら移動できるサイクリング道路などの整備に努め、誰もが安心して快適に移動できる都市空間の実現を目指します。

**◆ 人や環境にやさしい道路の整備〔3-2(6)〕**

視覚障がい者誘導用ブロックの整備、信号機のバリアフリー化などにより、高齢者や障がいのある人などにやさしい道路整備を推進します。

また、環境や景観に配慮しつつ、透水性舗装や街路樹などの整備を推進します。

さらに、児童生徒が安全に登下校できるよう、通学路の安全対策を図ります。

◆ バリアフリーのまちづくり〔3-7(1)〕(再掲)

高齢者や障がいのある人などが安全で快適に日常生活を営み、社会からのサービスを平等に享受し、生活に関連した施設を誰もが利用できるように整備し、日常生活及び社会生活における物理的な障壁、心理的な障壁、情報に関する障壁などを取り除いていくなど、バリアフリーのまちづくりを推進します。主に、歩行者空間の確保及び、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、交通環境の整備を促進します。

また、施設や設備の整備だけでなく、一人一人が様々な心身の特性や考え方の理解を深め、市民が互いに支えあう「心のバリアフリー」を推進します。

★ 歩行者空間の整備〔国の支援を受けて市が行う施策〕

子どもから高齢者、障がい者を含む歩行者に対して快適で安全な歩行環境を確保するため、歩行者空間の整備を図ります。

★ 公共交通に関する施設の整備〔国の支援を受けて市が行う施策〕

立地適正化計画等に都市の骨格となる基幹的な公共交通軸として、具体的かつ即地的に位置付けられている公共交通に関する施設に対してバリアフリー化や待合空間の整備等を推進します。

★ 交通結節機能の強化・向上〔国の支援を受けて市が行う施策〕

公共交通の利便性の確保を図るため、バスの乗換施設整備等により、交通結節機能の強化・向上を図ります。

★ 基幹的な公共交通網のサービスレベルの確保のための施策〔市が独自に講じる施策〕

基幹的な公共交通網のサービスレベルを確保するため、拠点間を結ぶバスの運行水準やルートの見直し等により、一定のサービスレベルを維持しつつ、持続性の高い公共交通への転換を図ります。

★ 都市のスポンジ化対策のための制度活用〔市が独自に講じる施策〕(再掲)

空き店舗や空き地、空き家等の低未利用地等による都市のスポンジ化を抑制するため、居住誘導区域や都市機能誘導区域を中心に国の制度を活用して対策を講じます。